

◆コラム◆ 時代とともに 【連載 第72回】

山崎 泰彦

社会保険料負担の限界論を考える

税・社会保険料の負担減の大合唱の中での衆議院選の真っ最中である。選挙後の政権構造がどうであれ、この流れは当分変わりそうにない。その中で特に気になるのは、政権与党の日本維新の会が、「現役世代の社会保険料の負担は既に限界を突破している」として、「社会保険料を下げる改革の推進」を強く主張していることである。社会保険料の負担感は筆者も共有する。しかし、「限界を突破している」という現状認識には賛同できない。

社会保険料の負担率は、長い上昇過程を経て、今では安定期に入っている。個別制度では、厚生年金の保険料率は17年9月から18.3%で固定されている。協会けんぽ（全国平均）では、健康保険料率は12年3月分から10.0%で変わらず、介護保険料率は11年3月分 の1.51%から23年の1.82%へ上昇したが、25年3月分からは1.59%へと下がった。雇用保険料は10年以降では1.55～0.9%の間である。

これは、高齢化の進展の範囲内に社会保障費の伸びを抑制するという近年の政策が、一定の成果を上げていることを物語る。にもかかわらず、手取りを増やす上で社会保険料がターゲットになるのは、多くの現役世代にとって、租税よりも社会保険料の方がはるかに重い負担になっているからである。

日本維新の会は「社会保険料を下げる改革」の説明において、「実は、税金より高い社会保険料がお給料から天引きされているのです。給与明細を見てください」として、その具体例を示している。単身者のケースで、月額の給与支給総額42万6,700円の者の控除合計額は10万6,913円、その内訳は社会保険料 6万8,633円、所得税1万3,680円、住民税2万5,200円である（<https://o-ishin.jp/shaho/>）。

25年現在の被用者保険の保険料率（本人負担分）は約15%（40歳未満14.7%、介護保険料を含む40歳以上は15.5%）である。一方、国税庁「民間給与実態調査（24年分）」によれば、年間給与総額に対する所得税額の割合は4.5%である。しかも、800万円超の高所得層が11.0%であるのに対して、約9割を占める800万円以下の階層はわずか1.7%にすぎない。所得税の負担率が低いのは、各種控除後の課税所得が大きく圧縮されているからである。所得税と住民税を比較すると、課税所得の範囲が狭いことは住民税も同様であるが、一般に、高所得層を除けば定率10%の住民税の負担の方が、5～45%の超過累進税率の所得税よりも重くなる。

とはいっても、租税負担率の低さにも問題がある。わが国の債務残高の対GDP比は、国際的に突出した水準である。財政赤字の主要要因は、基幹3税のうち個人所得課税と消費課税が大きく見劣りすることにある。個人所得課税については、低・中所得者対策として基礎控除を引上げる一方で、高所得層ほど税の軽減効果が大きい所得控除から税額控除へ切替えるなど、課税ベースを広げるとともに所得再分配機能を高め、基幹税としての基盤を強化する必要がある。そして何よりも、遠くない将来における消費税率の引上げ。特定の世代に負担が偏らず、富裕層にも漏れなく負担がかかる消費税こそ社会保障の安定財源にふさわしい。

（1月30日脱稿）

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ）

神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。

社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）、『社会保障―時代とともに』（販売：社会保険出版社、2025年）など。

